

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成25年10月9日（水） 午前9時30分から午前11時30分まで

3 開催場所

市民会館臨時庁舎1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，高畑健兒，佐藤平八郎，楢崎ひろ子，木内令子，
幡谷信勝，渡邊妙子，根本順一，田山知賀子，永井教子，中村眞一，井上繁，鈴木重紀

(2) 執行機関

財務部長 清水修，財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，
財政課財政係長 堀野辺直，財政課財政係員 根本龍典，
農政課長 吉川茂重，農政課課長補佐 深澤和広，
農政課ふるさと農業センター所長 根本健次，
幼児教育課長 柴崎佳子，幼児教育課幼児教育係長 島田顕範，
地域安全課長 青木貴，地域安全課係員 足立茂，
衛生管理課長 小林光宏，衛生管理課課長補佐 関谷勇，衛生管理課管理係長 青木一美
衛生管理課収納係長 蛭田智則

5 議題及び公開・非公開の別

検討対象のヒアリング（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

(1) ヒアリング調書その2（10月9日分）

(2) ヒアリングの概要その1（10月2日分）

9 発言の内容

- 執行機関 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまから平成 25 年度第 4 回水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。
本日は、委員の皆様には全員御出席いただいております。
早速ですが、____会長、議事の進行をよろしく願います。
- 会 長 おはようございます。
審議会の委員の皆様、市役所の担当課の職員の皆様、お忙しいところ、審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。
本日は、先週の第 1 回に引き続き、2 回目でございます。
皆様に、始める前にお願いがあります。初めに担当課から 3 分程度説明いただいて、その後、委員との質疑応答ということにしたいと思いますが、御説明の後に必ず、現行の使用料についてどのようにお考えなのか、つまり現状で妥当であるのか、あるいは値上げが必要であるのか、場合によっては値下げが必要であるのかということについて、担当課としての考えをお聞かせいただければと思います。また、委員の方々については、第 1 回と同様に一問一答形式で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。
まずは、今後の日程、進め方について、事務局から説明をお願いいたします。
- 執行機関 (資料 ヒアリング調書その 2 (10 月 9 日分)、ヒアリングの概要その 1 (10 月 2 日分) について説明)
- 会 長 ありがとうございます。資料について事務局から説明がありましたが、何かこれらについてお気づきの点、御質問等がありましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
それでは、特にないようでございますので、先に進めさせていただきます。
それでは、早速、ヒアリングに入りたいと思います。
まずは、ふるさと農場使用料につきまして、農政課の皆さんから御説明をいただきます。では、よろしく願います。
- 執行機関 (資料 ヒアリング調書その 2 (10 月 9 日分) に基づき、ふるさと農場使用料について説明)
- 会 長 ありがとうございます。それでは、質疑を始めます。
- 委 員 経営に関する数値を好転させるには、利用率を上げるのが一番と考えています。現状では、140 区画のうち、利用は 94 区画、この利用数を向上させる戦略作戦について伺いたいと思います。
日立市は 1 平方メートル当たり 150 円、土浦市は 1 平方メートル当たり 175 円ですが、水戸市は 1 平方メートル当たり 400 円と高い。この金額を下げることで利用率が上がる見込みがあるのかどうかについて伺いたいと思います。

執行機関 水戸市内においても、市街地の周辺で体験農園事業を展開しております。いわゆる市民農園でございます。そちらの値段の設定は、1平方メートル当たり156円となっております。この市民農園とふるさと農場との違いについてですが、ふるさと農場の場合は、畑の他にガーデンセンターといたしまして、管理する施設があるのですが、その中に研修室、調理室、シャワーがあり、それらを無料で借りることができます。また、必要な農機具についても無料で借りることができるということで、大変設備が充実しています。そういったこともあり、ただ畑を耕すという市民農園とは違うので、金額に倍以上の差があるといったところでございます。それでも、ふるさと農場のすばらしい景色と自然を楽しみたいという方が、震災前までは徐々に増えていたところではございました。しかし、震災以降、放射能の影響もありまして、有機栽培をしたいと言っていた方々を中心に、やめられていく方が増えてきたというのが現状でございます。

利用者を増やす方策としては、現在50平方メートルで2万円という料金設定ですが、それを例えば25平方メートルで1万円とするなど、貸出し区画の単位を変更することにより、利用しやすい環境を整えることも一つの方策であると考えております。また、ふるさと農場の景観の良さとインターチェンジから近いことなども含め、積極的にPRしていくことも重要であると考えております。

委員 経営実態を良くするために値段を下げるということをお考えのようですが、料金を動かすことによって、利用率が上がるのか下がるのか、このことを整理する必要があると思います。そうしないと、戦略が立てられない。願望とか、そういう範囲で終わってしまうと思います。そのあたりを足固めしていただきたいと思います。

会長 ただいまの件は、御意見として受け止めていただければと思います。

委員 意見になってしまいますが、利用者の多様性を考えて、一律に区画を2万円とするのではなく、2万円のところや1万円のところなど、区画の細分化をして対応していただけると良いと思います。利用率の67%というものを、80%や90%に上げていく工夫が必要であると思います。

委員 日立市と土浦市についての利用率と受益者負担率を教えてください。

執行機関 現在の手元の資料では分かりません。

会長 ヒアリング終了後、後日、検討の時間がありますので、そのときまでに調べていただき、御回答をお願いするということにしたいと思っております。

委員 日立市と土浦市についてですが、こちらもそれぞれ国の補助事業として実施しているものなのでしょうか。それと、何年度から始まったのか、教えていただけますでしょうか。

執行機関 資料に記載してあります日立市と土浦市の使用料については、農家の方が自らの農

地で市民農園を行うという特定農地貸付法に基づいた市民農園、つまり、水戸市でいえば、市街地にある市民農園の使用料の事例になっております。ふるさと農場の場合は、市民農園整備促進法に基づいて、国の補助事業を入れて、市が直接整備を行ったということで、農家の方が自ら貸出しをする場合とは、少しベースが違うとお考えください。

委員 市民農園についても受益者負担を行っていると思いますが、市民農園がここに入っていないとすれば、それはどのように考えればよいのでしょうか。

執行機関 特定農地貸付法に基づく市民農園は、農家の方が自分で持っている用地を不特定多数の方に貸し出すという、農家の方が自らの経営の中で運営している農園です。このため、市は、料金設定については、特に関与はしておりません。

委員 2ページの受益者負担率についてですが、基準である50%に対して、13.1%とあまりにも数字がかい離し過ぎており、できるだけこれを向上させるような努力が必要であると思います。特に、その上段で人件費が表現されており、この数字が受益者負担率に対して大きなウェイトを占めている。水戸市では行政改革を行い、業務に係る人件費をそれぞれ算出しているところであり、ここでは職員1人のうち59%分にふるさと農場の仕事が割り当てられているとされていますが、この人件費をもっと抑えることはできないのでしょうか。また、これは行政改革をやった後の節約をした後の数値なのかどうか、このことを伺いたい。

執行機関 この0.59という数字の根拠につきましては、ふるさと農場に勤務している職員たちが、自分の職務がどのくらいの頻度でふるさと農場に関わっているのかという比率を個人別に出して行って、それを横へ抜いて行って考えたものでございます。数字上で見ると、1人の人が59%関わっているというように見えますが、これは複数の人が関わった合計値でございまして、現実性という意味では、この数字より少し下がると思います。また、複数の人にまたがっている業務をある程度集約させることで、この部分はある程度抑えられる可能性があるとも考えております。

委員 ありがとうございます。集合計算ということですね。分かりました。

会長 それでは、ふるさと農場使用料についてのヒアリングは、ここまでとさせていただきます。お疲れさまでした。

引き続き、幼児教育課をお願いいたします。

幼児教育課の皆様には、幼稚園保育料と幼稚園預かり保育料の二つについて御説明いただきますが、これは関連があるということで、一括して御説明いただきたいと思っております。一つの案件に対しては15分ということですが、二つありますので、合わせて30分ということで進めていきたいと考えております。それでは、よろしく願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その2 (10月9日分) に基づき、幼稚園保育料、幼稚園預

かり保育料について説明)

会 長 ありがとうございます。質問等をお願いいたします。

委 員 幼稚園の充足率が低下傾向にあるということですが、これは過去何年ぐらいからなのかということをお教えいただきたい。充足率が低下傾向にあつて、なんらかの対策を打っているのかどうかということが念頭にあつての質問です。

執行機関 5年スパンでのデータを手元に持っておりますので、そのデータを基にお答えいたします。平成10年に関しましては、1,300人程度の在籍者がございました。現在880人ということがございますので、少子化ということもあります。年々減少をしてきているというふうにお考えしております。併せまして、私立幼稚園の充足率が、私学振興ということで年々上がってきているということが相対的な流れとしてございます。また、保育所のニーズというものもどんどん膨らんできている中で、幼稚園の入園を希望されない、希望できないという環境の世帯が増えてきているということも、幼稚園の充足率の低下傾向の要因であると考えております。

そういった現状を受けて、今後どのように対策を講じるかということでございますが、まず、公立幼稚園のメリットについてでございますが、隣接する小学校、中学校との連携が緊密に行われるという点がございます。小学校への円滑な接続、また、幼稚園の頃から、小学校というのはこういうところだということが実感として得られるということは、公立幼稚園ならではのメリットであろうと考えております。また、校長先生と園長が兼務しているところが、19か所のうち13か所ございまして、そういったところからも、連携が非常に密であるということがお分かりいただけるかと思っております。しかし、そういった公立幼稚園のメリットの周知が不十分であるということも、充足率低下の要因の一つと考えておりますので、今後、更なるPRに努めてまいりたいと考えております。

委 員 他市の状況で、日立市が6,800円と記載がございますが、単純にこの数字と水戸市の6,000円というものを比べて、金額が高いか低いかではなく、6,800円の使用料を基にした日立市の経営実態はどうなっているのかということをお調べの上、使用料の値上げ、値下げの影響がどのように出るのかということをお比較しなければいけないと思っております。そのあたりについてお伺いしたい。

執行機関 その件については、まだ未調査でありますので、お調べして、後日、回答させていただきます。

会 長 他、いかがでしょうか。

委 員 充足率57%で年々減少していますが、この原因は少子化であるということと、また、その一方、保育園では多くの待機児童がいるということで、そのあたりのバランス的な状況を考える必要があると思っております。

水戸市は幼稚園のときから特区で英会話教育を行っていますし、非常に個性的な取

組を行っているけれども、保育年数のニーズということもあり、一般にお母さん方からすると、もっともっと魅力がほしいというところであり、更に充足率を伸ばしていく取組をしていただけたらいいなと考えております。

また、今後の方向性として、国も進めている幼保一元化、幼稚園の教育も受けたいけれど、時間は長くしてもらいたい、そういった親御さんたちの要望があると思いますので、そのような大きな転換をしていかないと、どんどん充足率は下がっていくのではないかと考えております。

使用料からいうと、個人的には、この水戸市の6,000円というのはやむをえないのかなと思います。前述のような工夫についてどのようにお考えか。また、日立市、土浦市、つくば市の充足率がどのぐらいなのか伺えますでしょうか。今後の方向性と他市の状況ですね。

執行機関 幼保一元化など、今後の方向性ということでございますが、子ども・子育て支援制度の中で、国においては、幼保連携型の認定子ども園を中核として、幼稚園も保育所も存続するという制度設計がございます。また、水戸市におきましては、内原の幼稚園、保育所が同じ敷地の中で連携を深めているという実践事例や、稲荷第一幼稚園と常澄保育所が隣接する状況でございますが、合同保育、合同給食の実施といった幼保の連携が拡大しているという流れがございます。

水戸市の良さは、幼稚園教育に非常に重点を置いているというところですが、そこに保育も加わった形でうまく融合すれば、より魅力ある施設になろうかと考えておりますので、新制度の設計の中で、認定子ども園についても検討を進めてまいりたいと考えております。

また、他市の充足率については、手元に資料がございませんので、後日、改めて提出させていただきたいと思っております。

会 長 後日ということで、よろしく申し上げます。
他はいかがでしょうか。

委 員 今、___委員から貴重なお話がありました。入園者がどんどん低下しているというのは、市立の設備に対して何か魅力がないのではないかな、それは何であろうかという話ですけれども、今お話があった3年保育への対応や保育園と幼稚園との違い、そういうことなのかなと考えております。要は、幼稚園と保育園、それぞれ運営主体も違いますし、なかなかその二つを合わせるのが大変なのだろうと思っておりますが、要は、ニーズに合わせた形でのあり方、そういうものが必要であろうと思っております。これは意見です。

会 長 意見ですので、特になければ、担当課からの回答は結構です。

委 員 経営の改善に対する要望です。

公立の施設なものですから、公立の上位の学校とのリンクが簡単にできるという背景があるという御説明をさきほど頂きました。いわゆる一貫教育がしやすい、幼稚園だけで切れるのではなくて、小学校にもジョイントしていくということは、一貫教育

がしやすいということだと思います。有利な面をぜひ伸ばしていただき、改善に努めていただきたいと思います。以上、要望です。

会 長 それでは、よろしいでしょうか。
幼児教育課の皆さん、お疲れさまでした。これにてヒアリングを終了いたします。
続きまして、地域安全課の皆さんでございます。
地域安全課は、案件が二つございますが、一つずつ進めていくことにしたいと思います。
まずは、自転車駐車場使用料でございます。御説明をお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その2 (10月9日分)に基づき、自転車駐車場使用料について説明)

会 長 ありがとうございます。御質問等をお願いいたします。

委 員 14 ページの受益者負担率の中段ですが、平成 25 年度からは指定管理者による管理となるため、コストは 7,451 万 4,000 円となるということですが、13 ページの平成 24 年度の決算を見ますと、運営経費が 7,745 万 4,000 円ということであり、この中身はどのような内容なのでしょう。つまり、平成 24 年度決算でいう 7,745 万 4,000 円を、指定管理者が一括して 7,451 万 4,000 円で受けたということなのでしょう。

委 員 私も関連で質問なのですが、この指定管理者は随意契約だったのでしょうか。また、一般競争入札なのでしょう。どのような形で選んだものなのでしょう。

会 長 では、合わせて御回答願います。

執行機関 一つ目の御質問について、平成 25 年度の 7,451 万 4,000 円の内訳でございますが、平成 25 年度の指定管理者への委託料が 6,833 万円、これに市の職員の人件費が 83 万円、さらに水戸市で払わなければならない使用料が 340 万円、施設の修繕料として 60 万円、火災保険料 19 万 4,000 円、自動券売機のリース料が 98 万 3,000 円、AED リース 17 万 7,000 円となっております、以上を合計いたしますと、7,451 万 4,000 円となります。

次の御質問についてですが、指定管理者制度の選定方法でございますが、公募を行いまして、さまざまな業者様から応募をいただいた中で、金額、サービス、改善状況、安全性を提案していただき、ヒアリングを行い、それぞれ項目を点数化いたしまして、選定委員会において選定を行い、決定しているものでございます。

会 長 最終的には議会にもかけるのでしょうか。

執行機関 はい、選定委員会で決定した内容につきまして、議会に諮りまして、決定となっております。

- 会 長 他にいらっしゃいますでしょうか。
本日は事実関係が確認できればよいわけですので、それでは、自転車駐車場使用料につきましては、以上にしたいと思います。
地域安全課からは、もう一つの自転車保管手数料、こちらについても御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 執行機関 (資料 ヒアリング調書その2 (10月9日分) に基づき、自転車保管手数料について説明)
- 会 長 ありがとうございます。
- 委 員 事務処理コストについてですが、本来であれば使わなくてもいいところにお金を使わされているということがある中で、ペナルティということでお金を取っても良いのではないかと思います。2,000円で良いのでしょうか。
- 執行機関 受益者負担率については、100%に満たない数字ではありますが、他市が1,000円であり、現行の水戸市の手数料である2,000円に満たない状況である中で、更に値上げするということになると、手数料を払っていただく自転車の所有者の方からの反発はもっと強くなってしまいますので、手数料の値上げは難しいと考えております。
- 委 員 18ページの一番下に他市等の状況を示していただいておりますが、単価だけでなく、受益者負担率も調べる必要があるのではないかと思います。放置自転車対策に差があるのかどうか、他も水戸と同じようにやっているか、そのような観点から、背景を知りたいと思います。
- 会 長 これは後日ということで、よろしくお願ひいたします。
- 委 員 受益者負担率、これは人件費が負担率の計算に入っておりませんが、人件費をどのように勘案しているのでしょうか。
- 執行機関 この事業はシルバー人材センターに委託しておりますので、委託料に現場で仕事をされる方の費用が含まれております。そのため、人件費の項目には、金額は記載してございません。
- 委 員 了解しました。
- 会 長 人件費という項目に記載はないけれども、実質的には委託料の中に人件費が入っているということだと思います。
- 委 員 放置自転車は、取りに来ない場合は処分をしていると思うのですが、その処分はどのように実施しているのでしょうか。業者に販売し、売上げを得られるのか、そのあ

たりはいかがでしょうか。

執行機関 撤去した自転車については、条例に基づいて撤去の告示を行いまして、告示後6か月経っても取りに来られない自転車は、市のほうで処分をするということになっております。ただ、まだ使える自転車については、リサイクル自転車として活用するというので、茨城県自転車二輪自動車商協同組合というところと放置自転車の有効利用に関する覚書を取り交わしております、無償で譲渡いたしております。放置自転車は半年経っておりますので、自転車を修理する必要も出てまいります、私どもにはそういった資格がないものですから、自転車のメンテナンスの資格を持っている方々に無償でお渡しする形を採っております。

委員 放置自転車そのものについては、車では駐車違反になるものですし、手数料が2,000円ということですが、これを他市と比較する必要はなく、罰則的なものということで、もう少し値上げをしても良いのではないかと思います、そのあたりは審議したことはないのでしょうか。

会長 さきほど___委員が同趣旨の質問をされています。

委員 放置自転車が増える必要はないので、増えない方策を考えたほうが良いのではないかという意見です。

委員 一言で放置とは言えないと思います。盗まれた自転車が、盗難されて放置されたという場合もあると思います。私は、そういう場合も考えて、手数料は現行のままだも良いのではないかと考えております。

会長 審議会としての意見は後ほどまとめますので、今日は事実関係の確認を中心ということで進めたいと考えております。

委員 放置自転車は実際にどのくらいの数が撤去されているのかということと、実際に持ち主に返却された数はどのくらいか、伺いたい。

執行機関 放置自転車の数については、平成24年度は2,442台となっており、そのうち約50%を所有者の方に有償で返却しております。また、5%は、盗難等の理由により、無償でお返ししています。続いて、15%が、壊れてしまい再利用不能のため、処分しているものでございます。残りの30%が、まだ使用可能なため、茨城県自転車二輪自動車商協同組合に無償で譲渡したものでございます。

委員 数は分かりますか。

執行機関 所有者が取りに来られた数につきましては、1,120台です。正確には48%でございます。

委員 持ち主に返されたのが 1,120 台。では、盗難のため返却された数というのは。

執行機関 97 台となっております。

会長 ありがとうございます。
他にいらっしゃいますか。

委員 放置自転車撤去作業業務委託 869 万 1,900 円とありますが、これは一年間に毎日、駅前で撤去しているのか、どの程度の回数で撤去を行っているのかを伺いたい。

執行機関 撤去業務でございますが、こちらは 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始を除き、日曜日以外、毎日行っております。赤塚駅、水戸駅周辺は毎日実施しており、その他の放置禁止区域以外の場所においても、路上に放置されているという通報が市にあった場合には、撤去を行っております。また、放置自転車が多い場合には、1 日 2 回行う場合もございます。

委員 なぜ私がそういう話をするかと申しますと、駅前で行われる各種キャンペーンの際に、ボランティアで自転車に乗ってくる方がいますが、その方が私に、自転車を撤去されてしまったと言ってくるのです。ボランティアで来て、撤去されてしまうのはどうしたら良いのかということでございます。

少し意見も入ってしまいますが、自転車の撤去の車両が 1 日 2 回、3 回と回ってきて、自転車を撤去し、業務委託料を稼いでいる雰囲気があるのではないかと言われたことがあります。それは、ちょっと分からないけれども、地下駐輪場にとめたらどうなのかと言ったら、あそこは 1 時間しか無料にならないと言われたのですが、そのあたりを減免するなどすれば、もっと駅前でのボランティアが集まるようになるのではないのでしょうか。

執行機関 駅前の放置禁止区域にとめられていた場合、まずは駐輪禁止の札をつけまして、1 時間待ちます。その後、トラックで現場に行き、まだ札が付いた自転車がとめられているようであれば、撤去いたします。その際、台数が多い場合は、もう一度撤去に向かうこともありますし、一度札を付けて、また取りに行くというローテーションから、回数が多いと見られてしまうこともあると思います。

また、減免についてですが、現状では、ボランティアの方への減免は行っておりません。生活保護受給者の方や障害者の方への減免及び 1 時間以内であれば無料という制度で運用しておりますが、一般の方は 1 時間以上であれば駐車料金が掛かってしまうのが現状でございます。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、地域安全課からは、自転車駐輪場使用料と自転車保管手数料について御説明いただきました。お疲れさまでした。

引き続き、衛生管理課から 2 件、御説明をいただきます。まず、し尿処理手数料、その後、浄化槽汚泥処分手数料でございます。これらは、個別に質疑をしたいと考え

ております。

まず、し尿処理手数料について、御説明をお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その2 (10月9日分) に基づき、し尿処理手数料について説明)

会 長 ありがとうございます。御質問等をお願いいたします。

委 員 20 ページの人件費のところ、事務職員が14人というのは、ずいぶん多いと思うのですが、この内訳を教えてくださいと思います。

執行機関 クリーンセンターが4名であります。また、衛生管理課が10名でございます。10名というのは、衛生管理課の課長以下全職員の人数です。まとめますと、クリーンセンターにおいては、技能労務職員が4名、事務職員が4名の8名の職員が働いており、そこに衛生管理課の職員を10名合わせまして、18名ということでございます。

委 員 現在6,100世帯のくみ取りを行っており、これが年々減少傾向にあるということですが、今後、どのくらいのペースで減少していくのか、伺います。また、それに対する市の方策としては、どのようなことを計画しているのか、伺います。

執行機関 現在6,100のくみ取り世帯がありますが、今後10年で約2割減少する見込みでございます。今後、下水道が整備されて、くみ取りだけではなく、浄化槽の清掃についても減少する見込みがありますことから、過大であるクリーンセンターの処理能力を抑えるよう改修を行い、100キロリットルを目安に規模を縮小することを考えております。

会 長 ありがとうございます。

それでは、し尿処理手数料についてのヒアリングは、ここまでとさせていただきます。

続きまして、浄化槽汚泥の処分手数料の御説明をお願いいたします。

執行機関 (資料 ヒアリング調書その2 (10月9日分) に基づき、浄化槽汚泥処分手数料について説明)

会 長 ありがとうございます。御質問等をお願いいたします。

委 員 20 ページ、22 ページのそれぞれの人件費のところについてですが、どちらも同じ14人と4人という数字が出ております。それぞれ77.85%と22.15%という割合が掛けられており、それ以外は同じ算定の仕方になっております。そういたしますと、職員の人件費が、し尿処理手数料に関わること、浄化槽汚泥処分手数料に関わること、合わせて100%になっているわけです。この人件費割合についてお伺いしたい。

それから、事務職員の人件費である830万円という金額が、この二つの仕事だけに

関わっているものなのか、もしくはそれ以外の仕事にも関わっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

執行機関　　まず、人件費の考え方についてですが、衛生管理課におります職員とクリーンセンターにおります職員の人件費について、し尿と汚泥の搬入量で按分いたしまして、それぞれに分けるということで算出をしております。

2点目の質問についてですが、し尿処理と浄化槽汚泥処理以外に人件費は掛からないのかという御質問ですが、衛生管理課の職務におきましては、その他にも墓地の仕事などもございますので、100%し尿と汚泥に係る人件費ではないということが現状でございます。

委　　員　　今の説明ですと、人件費の考え方が少し違うのではないかと思います。これらの事業に100%関わっていなければ、もっと人件費は少なくなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

執行機関　　確かに御指摘のとおりでございます。衛生管理課の仕事としては、し尿くみ取り、浄化槽、墓地、斎場の業務もあります。本庁の職員は、斎場、あるいは浜見台霊園の主に経理の執行も行っているわけでございます。その他にも、昼間、お客様がいらっしゃいますので、その中でし尿処理手数料や墓地の使用料を徴収するなど、職員1人につき一つの業務が任されるわけではなく、さまざまな業務をやっておりますが、厳密に精査すれば、し尿と汚泥に関わる職員の経費はもっと落ちるものと考えております。

委　　員　　後日、再検討していただければと思います。

会　　長　　他の方はいらっしゃいますか。

委　　員　　22 ページの受益者負担率の考察のところ、「他の都市では、浄化槽汚泥処分手数料を無料として、業者の保護政策を行ってきたところもある」という記載があります。これについてですが、水戸市の場合、10 キログラム当たりの25 円とは、業者が市民から受け取ったものが水戸市に入ってくるのであって、それを減免しても業者の保護にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

執行機関　　浄化槽法で、年1回、浄化槽の清掃をするという決まりがありますが、市民の方が浄化槽の清掃をする場合には、業者をお願いして汚泥をくみ取るわけですが。その際、5人槽ですと、通常で3万円ぐらい掛かるわけですが。このくみ取った汚泥を業者がクリーンセンターに持ち込んで処分すると、10 キログラム当たり25 円を水戸市に支払うわけですが。ここを例えば30円値上げをすると、結局、業者は、この値上げ分を浄化槽清掃の値段に転嫁せざるをえなくなってしまいます。

しかし、市内ですと、浄化槽清掃については、3業者が互いに競争しながら事業を実施していますので、手数料を値上げして受益者負担率を上げられないかという御指摘もあるかと思いますが、業者間での競争が激化し、業者が顧客を失うということに

もなりかねませんので、浄化槽汚泥処分手数料については、据置きが適正であると考えます。

委員 業者は市民から、何リットルだからいくらですということで料金をもらうわけではないのでしょうか。

執行機関 清掃もやるわけですから、その手間代に類するものもその中には入っています。
また、無料にしている市町村の考え方からいきますと、業者の保護という考え方だけではなく、浄化槽を設置している方に対する援助という意味で、手数料を無料に設定していることもあるとのこと。

それはどういうことかと申しますと、下水道が通っている場合は、下水道で全て処理できるわけですが、下水道が通っておらず、浄化槽しかないところは、あとはくみ取りしか選択する方法がありません。そういった中で、浄化槽の維持管理費を考えますと、清掃が1回約3万円、その他に1回約2万円の定期点検が年3回から4回、ブローの電気代や薬剤代など、下水道に接続している方と比べても、浄化槽設置者は相当なお金を負担しております。そういう観点から考えて、手数料を無料にしている自治体もあるようです。

会長 ありがとうございます。よろしいですかね。
それでは、衛生管理課からは、し尿処理手数料と浄化槽汚泥処分手数料の2件について御説明いただきました。お疲れさまでした。
以上で、ヒアリングの2回目は終了となります。
その他の事項に移ります。事務局、お願いいたします。

執行機関 次回の開催通知をお手元に配布してございます。今回は、1週空きまして、23日の今日と同じ時刻、同じ会場になりますので、よろしくお願いいたします。

会長 よろしく申し上げます。
これもちまして、議事は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

執行機関 それでは、以上もちまして、第4回使用料等審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。